

変動金利定期預金規定（通帳式）

1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳記載の満期日以後に支払います。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなつたときは預金になりません。不渡りとなつた証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金または自由金利型定期預金（M型）の店頭、表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

I. 単利型

- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳記載の中間利払利率（上記3.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間利払日数および通帳記載の利率（上記3.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

II. 複利型

この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（上記3.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後この預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。なお、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当金庫が定めた日からとします。

I. 単利型

- ① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までの経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）との差額を清算します。

ア. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|--------------|----------|
| A. 6か月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| B. 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

イ. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|----------------|----------|
| A. 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| B. 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| C. 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| D. 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| E. 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40% |

II. 複利型

預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| ③ 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、「預金の解約、書替継続」条項第2項第1号、第2号アからカおよび第3号アからオのいずれにも該当しない場合に利用することができ、「預金の解約、書替継続」条項第2項第1号、第2号アからカまたは第3号アからオの一つでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金口座を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店または、当金庫本支店に提出してください。ただし、当店以外での解約または書替継続については個人のお取引で口座名義人ご本人様がご来店しご本人様の確認ができる場合に限ります。また、当店以外での解約は現金支払額500万円（ただし、他口座への振替支払あるいは振込み資金等の払戻しは除きます。）を限度とし、あらかじめ、当店にお届けされた印鑑届の印影と押印された印影との照合手続きが可能な口座にかぎります。

(2) 前項のほか、次の各号の一つでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ア. 暴力団
 - イ. 暴力団員
 - ウ. 暴力団準構成員
 - エ. 暴力団関係企業
 - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - オ. その他前項各号に準ずる行為
- (3) 第2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書または通帳と届出印を持参のうえ、当店に申出ください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出ください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

8. (印鑑照合)

通帳、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出ください。
- (2) 家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出ください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項(2)と同様に当店に届出ください。
- (4) 第1項から第3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に当店に届出ください。
- (5) 第1項から第3項までの届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様とします。
- (2) 第1項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとします。通帳は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 第2号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについて、当金庫が負担するものとします。

以上